

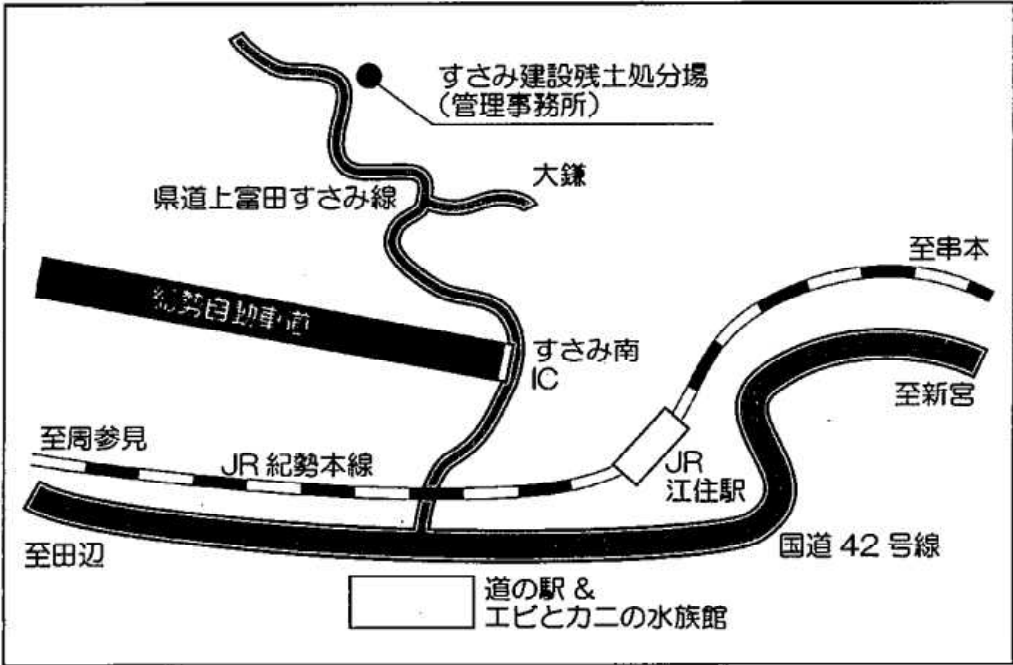
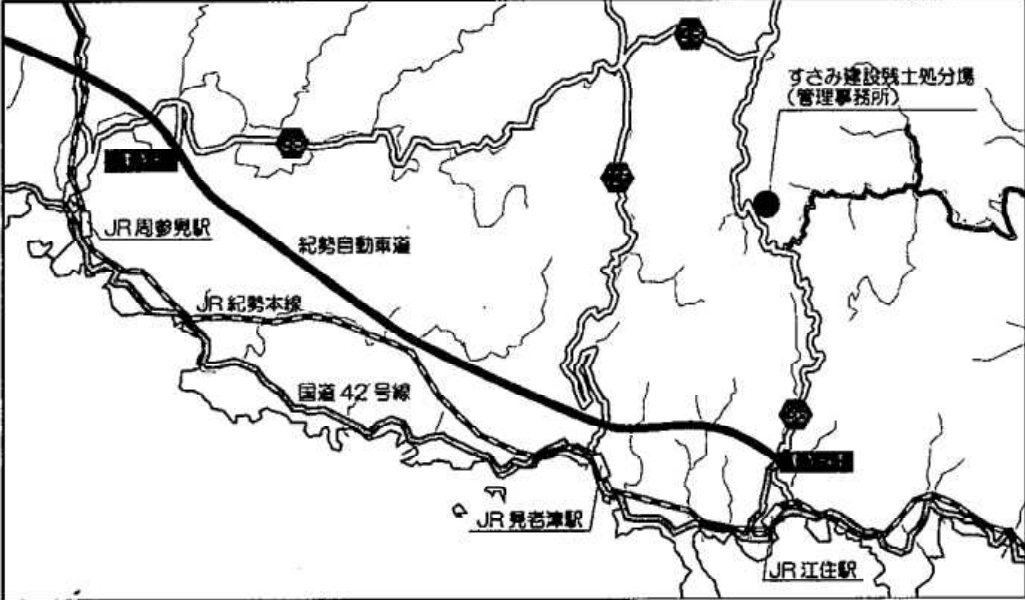
すさみ建設残土処分場

利用の手引

(令和5年4月版)

一般財団法人 和歌山環境保全公社

すさみ建設残土処分場(管理事務所)位置図



〒649-3151 和歌山県西牟婁郡すさみ町大鎌 6 6 9 番地
 一般財団法人和歌山環境保全公社 すさみ管理事務所

すさみ建設残土処分場利用の手引

(令和5, 4)

1. 主 旨

この手引きは、一般財団法人和歌山環境保全公社（以下「公社」という。）が運営する、すさみ建設残土処分場の円滑な利用に資するため、その搬入の要領及び留意事項を定めるものです。

2. 処分場の名称及び所在地

名 称 すさみ管理事務所 すさみ建設残土処分場（以下「処分場」という。）
所在地 西牟婁郡すさみ町大鎌669番地

3. 処分できる残土

処分場で処分できる残土は、盛土、土地造成等に利用できるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材、汚泥、その他の産業廃棄物及び一般廃棄物）及び有害物質を含まないものとします。（以下「残土」という。）

4. 利用できる者

処分場を利用できる者は、国、地方公共団体（県、市町村）又はこれに準じる公共的団体（以下「発注者」という。）が西牟婁振興局又は東牟婁振興局管内において施工する工事を、受注した者又は発注者（以下「受注者等」という。）とします。

5. 搬入時間及び休業日等

(1) 搬入時間

午前8時15分から正午まで、及び午後1時から午後4時30分までとします。

(2) 休業日は原則として次に掲げる日

- ① 金曜日、土曜日、日曜日、祝日
- ② 12月29日～翌年の1月3日までの間
- ③ 公社が特に定める日
- ④ その他災害等のため、必要やむを得ないとき

(3) 搬入時間の変更及び搬入の一時停止

天候の悪化や災害等が発生又は予想される場合及び等、処分場で残土を処分することが危険、又は困難であると認められるときは、搬入時間の変更や搬入の一時停止を行うことがあります。

6. 書類の様式等

書類等の様式については次のとおりとする。

- (1) 建設残土処分依頼書 (様式第1号)
- (2) 建設残土搬入計画書 (様式第1号-2)
- (3) 建設残土処分承諾書 (様式第2号)
- (4) 建設残土処分依頼変更届出書 (様式第3号)
- (5) 建設残土搬入完了届出書 (様式第4号)
- (6) 建設残土受入伝票 (様式第5号)
- (7) 通行証 (様式第6号)

7. 利用の手続き

- (1) 利用希望者（受注者等）は、搬入開始希望日の10日前までに建設残土処分依頼書（様式第1号）を処分場（すさみ管理事務所）に提出して下さい。公社は審査の結果、依頼内容が適正であると認めるときは、建設残土処分承諾書（様式第2号）を交付するとともに、搬入に必要な通行証を貸与します。ただ

し、災害等により緊急やむを得ない場合は、事前に相談して下さい。

① 建設残土処分依頼書は、処分場（すさみ管理事務所）にあります。（公社ホームページからでも入手可能）

② 建設残土処分依頼書は発注者の確認印が必要です。

なお、依頼内容に変更が生じた場合は、建設残土処分依頼変更届出書（様式第3号）を提出して承諾を受けて下さい。

(2) 受注者等は、当該工事が終了したときは、建設残土搬入完了届出書（様式第4号）を提出するとともに、通行証を返納して下さい。

(3) 受注者等は、残土の運搬を運搬業者に委託したときは、その責任において厳正な監督を行って下さい。

8. 運搬及び搬入時における注意事項

(1) 搬入車両には貸与された通行証を係員が見えやすい運転席のダッシュボードに置くか、又はその都度提示して下さい。

(2) 搬入車両の前後ナンバーが見えるように清掃等しておいて下さい。

(3) 残土以外のものを搬入しないで下さい。

(4) 過積載をしないで下さい。

(5) 処分場内及び運搬途中において騒音、振動、粉塵で迷惑をかけないで下さい。

(6) 処分場内で事故等が発生した場合は、直ちに係員に連絡して下さい。

9. 搬入の手順

(1) 処分場に到着した搬入車両は、ゆっくりと停止位置まで進んで下さい。

(2) 停止位置まで進んだら一旦停止をし、係員に通行証番号を確認してもらって下さい。

(3) 通行証番号確認後、係員の指示に従ってゆっくりと事務所前のトラックスケールに進入して下さい。

(4) トラックスケール上で係員による搬入物の検査を受けて下さい。

(5) 係員による検査の結果、搬入が適正と認められた場合は、第1回目の計量（車両総重量）を受けて下さい。

(6) 計量後、係員が残土の処分位置を指示しますので、その位置まで移動して投入して下さい。

(7) 投入完了後、再度事務所前まで戻り、トラックスケール上で第2回目（車両風袋重量）の計量を受けて下さい。

(8) 計量完了後、建設残土受入伝票（様式第5号）を係員から受取り速やかに退出して下さい。

10. 建設残土受入伝票の取扱い

(1) 建設残土受入伝票（以下「受入伝票」という。）は処分終了済の証として発行します。

(2) 受入伝票は再発行できませんので取扱いは慎重にして下さい。

(3) 受入伝票は3枚複写とし、上の1枚は「A票：発注者控え」、中の1枚は「B票：受注者控え」、下の1枚は「C票：公社控え」となります。

(4) 受注者は「A票：発注者控え」を責任をもって発注者に提出して下さい。

11. 処分料金の支払い

(1) 処分料の単価は、1トン当たり524円（消費税等含む）です。

なお、諸般の事情により、この単価を変更することがあります。

(2) 処分料金（処分料×1ヶ月の処分量）は、毎月10日までに前月分を請求しますので、その月の20日までに公社の指定した金融機関へ支払って下さい。

(3) 月ごとの集計の結果、1トン未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

12. 搬入の拒否等

次の各号に該当するときは、残土の搬入を拒否し、又は搬入を中止をしていただ

きます。

- (1) 通行証を携帯しないとき。
- (2) 通行証に虚偽又は不正利用が発見されたとき。
- (3) 虚偽の建設残土処分依頼書により承諾を受けたとき。
- (4) 残土以外のもの及び残土以外のものが混入しているものを搬入しようとしたとき。なお、既に搬入している場合は自己の責任において撤去していただきます。
- (5) 処分場の円滑な運営に著しく不誠実であると認められるとき。また、係員の指示に従わないとき。
- (6) 処分料金を指定期日までに支払わなかったとき。
- (7) 過積載等法令違反が認められたとき。

1 3. 損害賠償等

- (1) 受注者等及び運搬業者は、処分場内で故意又は過失により公社又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただきます。
- (2) 受注者等及び運搬業者は、処分場内で搬入車両等に損害が生じた場合は、自らの責任において処理を行って下さい。

1 4. 発注者の責務

発注者は、処分場での残土の処分が適正かつ安全に行われるよう受注者等を指導監督して下さい。

1 5. 関係法令の遵守

処分場への残土の運搬、搬入については、この手引の他、関係法令を遵守して下さい。

1 6. すさみ建設残土処分場の閉鎖

すさみ管理事務所が自然災害に被災したとき、または職員の傷病等によりやむを得ず一時的に閉鎖する場合がありますのでご了承下さい。その際の搬入期間の変更等の取り扱いについては、個別に協議・対応をします。

1 7. その他

建設残土処分依頼書等の提出先及び問い合わせ先は、下記までお願いします。

(提出先及び問い合わせ先)

〒643-3151

和歌山県西牟婁郡すさみ町大鎌669番地

一般財団法人 和歌山環境保全公社 すさみ管理事務所

TEL (0739) 56-0161

FAX (0739) 56-0162

(問い合わせ先)

〒640-8137

和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号(和歌山県日赤会館6階)

一般財団法人 和歌山環境保全公社

TEL (073) 431-2322

FAX (073) 424-3681